租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策 の名称	農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別 控除 (農用地区域内の農用地等について農業委員会のあっせん若し くは農用地利用集積計画により譲渡又は農地売買等事業により 農地中間管理機構に譲渡)			
2	対象税目 ① 政策評価の 対象税目	(法人税:義) (国税) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動)) (地方税)			
	② 上記以外の 税目	(所得税:外) (個人住民税、個人事業税:外(自動連動))(地方税)			
3	内容	《制度の概要》 法人が保有する農用地区域内の農地等を、 ア 農業振興地域の整備に関する法律第23条に規定する農業委員会のあっせんにより譲渡した場合 イ 農用地利用集積計画に基づき譲渡した場合 ウ 農地中間管理機構に農地売買等事業のために譲渡した場合 に、年800万円までを控除することができる。 《関係条項》 租税特別措置法第65条の5、第68条の76			
4	担当部局	農林水産省 経営局 農地政策課			
5	評価実施時期及び分析対 象期間	評価実施時期:令和3年5月~8月 分析対象期間:平成28年度~令和2年度			
6	創設年度及び改正経緯	昭和45年度:創設 昭和46年度:農地保有合理化法人に譲渡した場合を追加 昭和48年度:控除額を250万円に引上げ 昭和49年度:農用地利用集積計画により譲渡した場合を追加 昭和50年度:控除額を500万円に引上げ(平成元年12月31日 まで) 平成元年度:控除額を800万円に引上げ(平成2年12月31日 まで) 平成2年度:控除額を800万円に引上げ(平成2年12月31日 まで) 平成3年度:控除額を800万円に引上げ(恒久措置化) 平成21年度:農地利用集積円滑化団体に対して譲渡した場合を追加 平成26年度:農地利用集積円滑化団体に対して譲渡した場合を追加 令和元年度:農地利用集積円滑化団体に対して譲渡した場合を			

7	適用期間		恒久措置
8	必要性 等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 令和5年度末時点で、全農地面積の8割(現状約6割)が担い手によって利用される。令和2年度目標値は70.6%。
			《政策目的の根拠》 〇食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定) 「農業構造の展望」の中で、「全農地面積の8割が担い手に よって利用される農業構造の確立を目指す」旨を明記。
			〇日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 第 I 総論 5.「成長への道筋」に沿った必要な主要施策例 (1)民間の力を最大限引き出す ⑤ 農林水産業を成長産業にする (成果目標) 今後10年間で、全農地面積の8割(現状約5割)が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均 (1万6千円/60kg)から4割削減し、法人経営体数を 2010年比約4倍の5万法人とする。
		② 政策体系に おける政策 目的の位置 付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振 興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の 増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定 向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》
			2 農業の持続的な発展《政策分野》⑦ 農地集積・集約化と農地の確保
びその実現 令和		びその実現	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 令和5年度末時点で、全農地面積の8割(現状約6割)が担い手によって利用される。令和2年度目標値は70.6%。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特別措置の対象となる農業委員会のあっせんや農地中間管理機構を介した農地の権利移転等は、権利を取得した地域の担い手の規模拡大等に資するものである。 本特別措置により農地の所有者がこれらの権利移転をする場合の税負担を軽減することで、担い手への農地集積が推進され、政策目的の実現に寄与する。

9 有効性

① 適用数

単位:件、法人

					2 . 11 . 747
	平成	平成	平成	令和	令和
	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(見込)
適用件数	6	10	10	14	10
適用法人数	6	9	10	14	10

※ 平成 28 年度~令和元年度の実績値は、租税特別措置等の適用実 態調査の結果に関する報告書(第 201 回国会、第 203 回国会)の 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控 除の適用件数。

なお、令和2年度は平成28年~令和元年度の平均値により算出した推計値。計算式は以下のとおり。算定根拠の詳細は別添参照。

令和2年度(見込) = 平成28年度~令和元年度実績の合計/4 カ年

- ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税について、適用数について は同一。
- ・ 本特別措置は、農地所有適格法人から担い手へ農地を所有 権移転する場合に適用されるが、担い手への農地の集積は貸 借による権利移動が中心であり、実際、令和元年度の農用地 利用集積計画による権利移動面積のうち、所有権移転による 面積は約1割程度にとどまる。

また、農地所有適格法人は主たる事業が農業であることから、生産基盤となる農地を手放すことが少ないことも適用が 僅少である一因である。

以上により、令和元年度の適用件数は14件と僅少になっている。

- 一方、北海道のように農地の売買価格が収益還元価格に近い地域では、売買による農地の集積も重要な役割を果たしており、こうした売買による農地集積を促進する本特別措置は必要である。
- ・ 今般、「人・農地など関連施策の見直しについて(取りまとめ)(令和3年5月25日農林水産省公表)」において、生産基盤である農地について、健全性を図りながら、持続性をもって最大限利用されるようにしていくことが必要という認識の下、人・農地プランで地域が目指すべき将来の具体的な農地の姿(「目標地図」)を明確化した上で、農地バンクを軸として取り組みを進めることを検討しており、担い手への農地の集積・集約化に向けた一層の取り組みを行うこととしているところ。

②適用額

単位:百万円

	TE: 1711				
	平成	平成	平成	令和	令和
	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(見込)
法人税	23. 9	26. 1	34. 3	38. 8	30. 7
法人事業税	23. 9	26. 1	34. 3	38. 8	30. 7
法人住民税	23. 9	26. 1	34. 3	38. 8	30. 7

※ 平成 28 年度~令和元年度の実績値は、租税特別措置等の適用実 態調査の結果に関する報告書(第 201 回国会、第 203 回国会)の 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控 除の適用額。

なお、令和2年度は平成28年~令和元年度の平均値により算出した推計値。計算式は以下のとおり。算定根拠の詳細は別添参照。

令和2年度(見込) =平成28年度~令和元年度実績の合計/4 ヵ年

③ 減収額

単位:百万円

	TH: 1371				
	平成	平成	平成	令和	令和
	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(見込)
法人税	5. 6	6. 0	8. 0	9. 0	7. 1
法人事業税	1.5	1.6	2. 1	2. 2	2. 2
法人住民税	0. 7	0.8	1. 0	1. 2	0. 5
減収額 計	8. 4	9. 1	12. 0	13. 4	9.8

※ 平成 28 年度~令和元年度の実績値は、租税特別措置等の適用実 態調査の結果に関する報告書(第 201 回国会、第 203 回国会)の 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控 除の適用額等から減税額を算出。

なお、令和 2 年度は平成 28 年~令和元年度の平均値により算出 した推計値。

※ 減収額の算出方法は、以下のとおり。詳細は別添を参照。

法人税減収額 = 適用額×税率 法人事業税減収額= 適用額×税率

法人住民税減収額=法人税減収額×税率

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

令和2年度における担い手による農地の利用面積は、全農地 面積の約6割(58.0%)にとどまっている。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本特別措置は、小規模な農業者や農地所有適格法人から担い 手となる法人や農業者に対する所有権移転による農地の集積を 推進することを目的とする施策であり、過去5年間(平成26~ 30年)の1件あたりの平均集積面積※は1.6ha(農業委員会に 対する実績調査)となっている。

		※ 農用地利用集積計画による1件当たりの有償所有権移転による 権利移動面積。農林水産省調べ。
	⑤ 税収減を是 認する理由 等	本特別措置は、平均的な販売農家の経営規模(都府県 2. 2ha: 2020 年農林業センサス)の約 1. 7 倍の農地の規模拡大 (2. 2ha から 3. 8ha に拡大) に寄与している。 令和元年産の水稲作付規模別の経営状況によると、経営規模 1 ~3ha の生産コストが 16, 221 円/60kg、3~5ha の生産コストが 13, 653 円/60kg であり、当該特別措置による権利移転は、農業経営所得の向上に資するもの。 このことにより、農地売却時における一時的な税収減は、是認されるものと考えている。
10 相当性	① 租税特別措 置等による べき妥当性 等	本特別措置は、農地を農業委員会のあっせんにより譲渡した場合や機構等に譲渡した場合に限定されており、かつ、予算額による制約がある補助金等に比べ、安定的に適用を受けられることから、適切かつ有効な措置である。
	② 他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担	本特別措置の他に「特定住宅地造成事業等のための土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(1,500万円)」があるが、それぞれどちらかの適用となる。 本特別措置は、ア:農業委員会のあっせんによる譲渡、イ:農用地利用集積計画に基づく譲渡、ウ:農地中間管理機構に譲渡する場合に適用が受けられる。 一方で、「特定住宅造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除」は、農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議により農地等を譲渡する際に適用が受けられる。買入協議は、農業委員会が利用調整を行ってもなお、双方の合意が得られず、認定農業者に対する権利設定が困難な場合に農地の所有者に対して一定期間の譲渡制限を課すものであることから控除額が高く設定されている。
	③ 地方公共団 体が協力す る相当性	本特別措置の活用により、担い手への農地集積が促進される ことにより、地域農業の持続的な発展に資するものであること から、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
11 有識者の見	見解	-
12 評価結果0	D反映の方向性	本特別措置は、農地の所有者がこれらの権利移転をする場合の税 負担を軽減することで、担い手への農地集積を推進するために必要 不可欠であるため、引き続き存続すべき制度である。
13 前回の事育 評価の実施	前評価又は事後 毎時期	平成 28 年8月

1. 減収見込額積算

〇適用件数(令和2年度)※

単位:件

(1)法人税……①※

単位:千円

令和2年度

(2)法人住民税……②

単位:千円

令和2年度

a うち市町村民税

b うち道府県民税

(3)法人事業税(所得割)……③

単位:千円

令和2年度

法人事業税

(4)減収見込額(①+②+③)

令和2年度

9,793 千円

※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

2. 適用実績及び減収額

区分	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (見込)
適用件数(件)	6	10	10	14	10
減収額(単位:千円)	7,779	8,444	11,109	12,390	9,793

注1: R2の適用件数及び法人税の適用額は、H28~R1の平均により試算。

注2: H28~R1の減収見込み額は、法人税、法人住民税、法人事業税の減収見込み額の合計額。 具体的な算出方法については、別紙のとおり。

別紙

1 法人税の減収見込額

(千円、%)

				(1 1 1 1 1 1 1 1 1
	H28	H29	H30	R1
適用額	23,979	26,060	34,288	38,761
税率	23.2	23.2	23.2	23.2
減収額	5,563	6,046	7,955	8,993

2 H28~R1の法人住民税及び法人事業税の減収額

(千円)

	道府県税	市町村税	事業税	合計
H28	182	552	1,482	2,216
H29	195	592	1,611	2,398
H30	256	775	2,123	3,154
R1	288	872	2,237	3,397

※ 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書